

山形大学医学部附属病院

医師主導治験における直接閲覧の受け入れに関する標準業務手順書

第1版 平成26年8月25日

(目的)

- 第1条 本手順書は、自ら治験を実施する者(以下「治験責任医師」という。)に指名された直接閲覧担当者、または厚生労働省がん研究助成金指定研究班を中心とする共同研究グループ(日本臨床腫瘍研究グループ(JCOG)の直接閲覧担当者による直接閲覧の受け入れに関し、必要な手順を定めるものである。
2. 本手順書にある「書式」、「参考書式」は、「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」について」(平成26年7月1日医政研発0701第1号・薬食審査発0701第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長・医薬食品局審査管理課長通知)で示されている「書式」、「参考書式」を適用し、用いるものとする。

(直接閲覧申し込みの受付)

- 第2条 直接閲覧担当者は、直接閲覧を実施する際は、原則、実施に先立ち直接閲覧に応じる治験管理センター内の治験事務局と前もって訪問日程等を調整し、実施日時を決定する。日時が決定した後、「直接閲覧実施連絡票」(参考書式2)をもって治験事務局あての連絡票を作成し、申し込むものとする。
2. 直接閲覧実施連絡票を受領した治験事務局は、同票の内容を確認し、申し込み内容で直接閲覧の受け入れが可能であることを再確認し、求めに応じ、同票の写しの「確認欄」に必要事項を記入したもの、又は受領印を押したものの写しを渡すものとする。

(直接閲覧受け入れ時の対応)

- 第3条 治験事務局は、事前に直接閲覧の要請があった場合、必要な原資料等を手配し準備する。
2. 治験事務局は、訪問する直接閲覧担当者が治験依頼者によって指名された者であることをプロトコール等によりあらかじめ確認し、当日、その者であることを確認する。
3. 治験事務局は、直接閲覧の対象となった原資料等が適切に準備され、直接閲覧終了後は当該原資料が適切に返却されていることを確認する。

(直接閲覧終了後の対応)

- 第4条 直接閲覧終了後、直接閲覧担当者より問題等が示された場合、治験責任医師、治験事務局等が協議し、対応を決定し、必要に応じ病院長に報告する。
2. 治験責任医師、治験事務局等は、直接閲覧担当者より問題事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じるものとする。